

## 令和2年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：令和2年9月14日（月）

午後2時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 1 開 会

（司会）

ただいまから令和2年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日は、西出委員につきましては、オンラインで会議にご出席をいただいております。また、本委員会は、委員の半数以上が出席をしておりますことから、成立していることを御報告いたします。なお、本委員会は公開することとされており、本日は1名の方が傍聴されております。傍聴に当たりましては、会場に掲示しております傍聴要領の記載事項を守っていただきますように、よろしくお願いいたします。また議事録につきましては、皆様に内容を確認いただきました後に公開させていただくこととしておりますので、御協力をお願いいたします。なお、御発言につきましてはマイクを準備しておりますので、そちらを使用して御発言くださいますようお願い申し上げます。

あわせて、大変恐縮でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため、マイクをお使いになられた際には、発言が終了いたしましたら、係の者に一度お渡しいただけますようお願いいたします。申し訳ございませんが、委員の皆様の間で直接マイクを手渡すということにつきましては、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

### 2 挨拶

（司会）

それでは、当委員会の開会に当たりまして、宮城県環境生活部次長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

（佐々木環境生活部次長）

こんにちは。本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力、御尽力をいただいておりますことに改めて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、今月に入り本県におきまして患者数が増えているような状況でございます。みやぎアラートもワンランクアップ厳しくなり、予断を許さないという状況になってございます。そのような中でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、県におきましても「働き方の新しいスタイル」の実践としてWeb会議システムの導入が進んでおります。7月中旬から審議会等でもWeb会議システム利用の環境が整いまして、前回会議において既にオンラインを活用した会議を開催させていただきましたが、本日の委員会では、まず議事のWeb会議システムを利用した出席等について、改めて本委員会での取扱いについてお諮りしたいと考えております。また、二つ目といたしまして、これまでに引き続き宮城県民間非営利活動基本計画の改定について御審議いただくこととしております。前回お示ししました素案について、これまで頂きました御意見や、社会状況等を踏まえました内容で中間案を作成いたしました。こちらにつきまして、改めまして忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。結びに、委員の皆様には、宮城県のNPO活動の促進につきまして、御協力を頂戴いただけますよう改めてお

願ひ申し上げまして、開会の挨拶といたします。

(司会)

本日はすべての委員の皆様へ御出席を頂戴しております。大変恐縮ではございますが、御出席の皆様及び事務局の職員につきましては紹介を名簿の配布にて代えさせていただきますので御了承願ひます。

それでは、次第の3議事に入らせていただきますが、委員会運営要綱第4条により、会長が議長となりますので、ここからの議事進行につきましては、石井山会長にお願いしたいと存じます。石井山会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 議 事 ( 1 )

(会長)

改めまして皆さんこんにちは。司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。さっそく議事(1)に入らせていただきます。

議事(1)「Web会議システムを利用した出席について」事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

議事(1)につきまして、資料1「Web会議システムを利用した会議への出席について(案)」及び参考資料「宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱」にて御説明いたします。

本県における審議会の開催につきましては、これまで会議室等に委員が参集する方法による運用がなされてきたところですが、今後、新型コロナウイルス感染症対策としてWeb会議システムを活用した開催方法の増加が見込まれることから、7月より県庁内の会議室等にWeb会議システムの環境が整備されてきました。県の審議会での運用について審議会ごとにその取扱いを決めておくようにとのことで、本促進委員会でもその取扱いを決めておかなければならないとなります。本委員会では、前回7月14日に開催いたしました、第2回会議において、既にWeb会議システムを活用しておりますが、改めまして、Web会議システムを活用した会議の実施について、資料1のとおり案を作成いたしましたので、このことについて、御審議いただきたいと考えております。

資料の説明につきましては担当から御説明いたします。

(事務局)

事務局の八巻でございます。お手元の資料1「Web会議システムを利用した会議への出席について(案)」と参考資料「宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱」を御覧ください。まず、運営要綱に関しましては、促進委員会及び部会の運営に関しまして必要な事項を定めたものでございますが、要綱の第11条におきまして、「要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は会長が促進委員会に諮って定めること」とされております。資料1を御覧ください。Web会議システムを活用した会議の開催にあたり留意すべき事項につきまして案として作成したものととなります。

まず、Web会議システムを利用した会議への出席につきましては、第1(Web会議システム利用の可否)におきまして、会長が必要と認めるときは、会長以外の委員(議事に関係のある臨時委員を含む)は、Web会議システム、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムを利用して会議に出席することができる旨を定めております。

第2（出席の取扱い）につきましては、Web会議システムによる出席を促進委員会の出席として取り扱うものとする事及びその際に映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意思表明を委員相互に行うことができる時も同様に出席として取り扱うことを定めております。第3（退席の取扱い）におきましては、Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす旨を定めております。

次に出席者が確保すべき環境等に関する留意点につきまして、第4（Web会議に出席する場合に確保すべき環境）におきまして、Web会議システムにおける出席はできる限り静寂な個室その他これに類する施設で行われなければならない旨を、また、第5（会議の非公開に関する取扱い）では、本促進委員会につきましては、原則公開の会議でございますが、会議が非公開となった場合の対応といたしまして、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない旨を記載しております。

最後に第6（その他）でございますが、これら第1から第5までの取扱いにつきましては拠点部会について準用することを定めております。資料の説明は以上でございます。本案につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

（石井山会長）

どうもありがとうございます。我々としてはもう既に規定ができあがる前から、西出委員に入っていただくという形で、こういうやり方を今進めているわけですが、改めてこういった規定を整えようということでございます。いかがでしょうか。御意見頂ければと思いますが。よろしいですかね。

それでは、司会をやりながらなんですけれども、一委員として個人的な意見を少しだけ述べさせていただきますと思うのですが、二点ございます。

まず一点目、この規定はおそらく県の方で大きな雛形があって、それを我々に応用した形で作っていただいていると思うのですが、まず一点目が、会長は絶対オンラインに入れないうということになっているんですね。これは僕が嫌だというような話ではなくて、オンラインっていう仕組みの特性上、全員が別のシステムから、この場所を共有してなくても入ることができるということなのではないのかと思います。ですから、もし差支えがなければその場を共有しなくても、時間さえ共有すれば、全員が入れるのだということで、この規定について、もう少し柔軟に考えても良いのではないかと一点です。

二つ目には、しかし一方で個人的には是非縛りたいと思っておりますのは、この規定では音声さえ繋がってれば、画像は出さなくても良いっていう形で読めるのですが、できることであればこの会議に関しては、顔を出していただくことを原則とすると、そういう形にしたいと思っております。この会議は、何かを決めるっていうことを超えて意見交換をするということが非常に大事な会議ではないかと思っております、それを円滑に進めていくためにはやはり顔を出して議論していただくということが極めて大事なのではないかと思っております。多分、もちろん例外的に、そういった状況が叶わない場合に応用は認めていくということにしながらも、原則として顔を出していただく、今、西出委員がいただいているような形で、そういったことはルール化していくということはないかという、そういう意見でございます。

新たな事態ですので、なかなか意見が出にくいところもあるかと思っておりますけれども、この時間でしかこの規定についての議論ができるタイミングがないので、もちろん思いつかれることがありましたら、御意見を出していただけるとありがたいのですが、

(西出委員)

一点よろしいでしょうか。西出です。今日もオンラインで参加させていただいておりました。オンラインで参加できるということでありがたいと思っております。今回行政とNPOとの協働について関心がある学生がいたので、こんな会議があつて公開されていて他に傍聴可能であることを伝えたのですが、傍聴者についてはオンラインでの参加が難しいので、直接会議室に来ることになるとのことでした。先ほどの勉強会でも布田さんが地域円卓会議ということでさまざまなステークホルダーが対話できる場をということを提案されていたように、この会議自体が公開で傍聴も会長含めて全員がオンラインで実施できるという、傍聴者の取扱いについても御検討いただければと思いました。

(石井山会長)

ありがとうございます。この点はどうですかね。この委員会だけでなく、多分県の方針という形になるかなと思うのですけれども。

(事務局)

県の審議会の取り扱いのほうでは、会議の場を設定することになりますので、まず会議の場は設定しなければいけないことになっておりました。ですので、委員の皆様どなたもいらっしゃらない場合におきましても、会場は設定いたします。そこに傍聴者が来ていただいて、傍聴していただくというのが原則のルールとなっております。

(石井山会長)

なるほど、そうするとその場に会長も誰もいないっていうのはちょっとまずいってことになりませんか。

(事務局)

総務部に確認したところ国のほうの動きも大分変わってきているようで、会長も含めてオンライン会議ができるように変更しているところもあるようでしたので、それぞれの審議会で設定してよいということを確認しております。会長がWeb会議で出席して良いということが皆様の決定であれば、よろしいのではと存じます。

(石井山会長)

ありがとうございます。

(五十嵐委員)

今後もし、傍聴者もWebで参加できるようになったことを想定してなのですが、録画・録音の規定についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

まだ傍聴もWebで行うという検討をしておりませんが、他の審議会等を見ますと「録画・録音等はしないでください」という呼びかけをしているところもございますので、今後の検討になるのではないかと思います。

(五十嵐委員)

もし我々がWeb会議で参加することとなった場合、我々も録画・録音等はしない方が良いという認識なのでしょうか。

(石井山会長)

我々が自分の端末で録画・録音ができる機能はあるが使って良いのかということですね。

(事務局)

確認をさせていただきたいと思います。

(石井山会長)

新たな事態ですので、これまで想定していなかった新たな案件が出てくるということだと思います。そのほか、こうした論点もあるのではないかとということで提案など。

(高浦委員)

先ほど石井山会長がおっしゃった、二点目の本人、委員の声が伝わっていれば良いという、これは、顔が見えないと本人確認が不十分になってしまうのではないかと。顔が見えないと会議に出席している委員としても不安だと思うのですが、これは県全体でそのような取り決めをしているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

映像の方につきましてはより厳しくなるということで決定されるのであれば、映像が原則見えるようにすることは可能であると考えております。

(石井山会長)

ということで、こちらが出した提案ですが、今のところ、会長を含めて全員Web会議で出席できる方向性、しかし我々が参加するときには基本的には顔を出すと、本人確認がきちんとできるようにしていくという方向性をこの会議独自の方針として持つことに関しては可能であるとのことですよ。その他は如何でしょうか。傍聴者をどのようにしていくのかということはここだけでは決めることができないと思いますので、事務局に時間をかけて検討していただくということにいたします。

(中川委員)

傍聴に関してですが、委員も来られないということは、多分傍聴者も来られない可能性が高いというのがこのオンライン会議だと思うので、それで傍聴者はオンラインがダメだということになると、開く方法がないという形になるのではないかと思いますので、基本的にはオンライン傍聴もありで、申込みがあった方にパスワード付きでお渡しするというのが今後のご時世として良いのではないかと。我々の議論している内容を録音していただいても個人的には全然問題ないのではないかと思います。他に宮城県さんでは秘匿性の高い審議会をされているかと思うのですが、これは誰かの利害に直結するというものでもないので、思い切って傍聴オンライン有り、録音・録画も有りというのも良いと思っていますので、それを含めて事務局に検討いただければと思います。

(石井山会長)

そういう方向性でやると、我々委員がいい加減なことを言えなくなるということもありますね。むしろ適宜修正するものは修正し、紙で出すことで安全性を保っていたということがこれまではあったと思うのですが、とにかくいずれにしても傍聴をどう取り扱うかということについては事務局ベースで検討していただければと思います。

さて、この議事といたしまして、資料1の内容を今日認めていただかなければならないということになるわけですが、もし可能であれば私が提案したことで大変申し訳ないのですが、文言等の修正については事務局と私、宗片副会長に一任していただき、おおよそこの方向性で認めさせていただくということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは議事(1)については方針を定めたということで、ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

## 議 事 (2)

(石井山会長)

それでは今日の一番の本題であります、議事(2)「宮城県民間非営利活動促進基本計画の中間案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(2)につきまして、資料2、資料3及び資料4にて御説明いたします。前回7月に開催いたしました第2回会議におきましては、基本計画の素案について御審議いただきました。その際に頂きました御意見と、その後に事務局宛てに頂きました御意見等を踏まえまして、今回中間案として事務局案を作成いたしました。

後ほど担当から御説明させていただきますが、「第2章 NPOを取り巻く現状と課題」において、「新型コロナウイルス感染症」や「東日本大震災の振り返り」についての項目を追加しております。「第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等」では、基本理念について、前回頂きました御意見等を踏まえ再度修正したものを提示させていただいております。また、「第4章 施策と事業」の部分につきましては、素案の段階では書き込む項目のキーワードのみを提示させていただいておりましたが、今回は項目毎に内容を入れ込んで作成しております。

中間案の審議につきましては、次回の会議でも引き続きお願いする予定ですが、新しく書き込んだ部分や、基本理念、基本方針の部分、具体的な施策を中心に御意見をいただければと考えております。それでは、中間案の内容につきまして担当から御説明をさせていただきます。

(事務局)

事務局の佐藤です。はじめに資料について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。資料2は基本計画の中間案として事務局で作成したものでございます。一重の下線が引かれている部分につきましては、現行の第4次計画から変更している箇所、二重の下線が引かれている部分は、素案から改定を行っている部分です。現行計画の文言等を引き続き使用している部分については、下線を引いておりません。次に資料3を御覧ください。資料3は、第5次計画中間案と素案の新旧対照表となっております。左側が中間案、右側が前回お示しいたしました素案の内容となっております。次に資料4を御覧ください。資料4は前回の会議及び会議後に委員の皆様から頂きました御意見等の内容と、対応の方向性をまとめた資料となっております。表の右側の欄の「対応の方向性」には、今回御

意見を踏まえ修正等を行うなど中間案に反映させた内容や、今後の施策を実施する上で検討していく方向性など現時点での事務局での考え方を記載しております。

それでは、中間案の内容について主に資料2にて御説明いたします。資料2を御覧ください。素案からの変更部分について御説明いたします。1ページ、「第1章 基本計画の改定に当たって」でございますが、第1章につきましては、「2 改定の趣旨」の部分について、三段落目の後半の、「様々な世代」の部分、素案では、「いわゆるアクティブシニアや若い世代」となっておりましたが、NPO活動の担い手として広く捉えるという視点から修正しております。2ページ目を御覧ください。「4 基本計画におけるNPOのとらえ方」につきましては、「(1) 基本計画の対象」及び「(2) NPOの特徴」において文言等の整理と修正を行っております。また、「本基本計画の対象」の図の位置を3ページに移動しております。

続きまして第2章ですが、4ページを御覧ください。「1 NPOを取り巻く現状」の「(1) 地域コミュニティの希薄化」では、審議会後におきまして「多様化・複雑化したニーズに対応するだけでなく、見えない課題を可視化し共有し協働で解決していく取組が求められる」との御意見がありましたことから、後段の部分の「多様化・複雑化した課題に対応するため」という文章を「多様化・複雑化した課題やニーズを把握し、それらに対応するため」と修正しております。

「(2) 社会的・公益的な活動の担い手の広がり」につきましては、文言等の修正を行っております。「働く男女」という記載を「就業者」に、「アクティブシニア」という記載を「多様な人々」に、「若い世代においても」という記載を「様々な世代で」と修正しております。「(3) 行政とNPOとの協働の拡大」につきましては、文言整理を行いました。

「(4) 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり」については、「支援」という文言使用についての御指摘がありましたことから、「震災復旧・復興等に係る支援活動の成果を挙げています」を「復旧・復興等に係る活動を行っています」と修正しております。「(5) SDGs達成に向けた取組の広がり」については、タイトルの部分に「広がり」を追加しました。

6ページを御覧ください。(6)として「新型コロナウイルス感染症による社会の変化」の項目を新たに追加しております。ここでは、「新しい生活様式」の実践やオンラインによる事業、会議、交流など、多様な働き方、雇用や余暇の過ごし方、教育、地域の在り方など、幅広い分野で市民のライフスタイルが変化してきた現状と、NPOにおいて活動や運営、事業等に大きな影響を受けているという現状を記載しております。

続きまして「2 宮城県におけるNPOの現状と課題」についてですが、「震災から10年が経過し、これまでのNPOの動きを含めた成果について検証することが必要ではないか」などの御意見を踏まえ、「(1) 東日本大震災からの復興とNPO」として項目を新たに追加し、平成30年度に実施しました、NPO活動実態・意向調査における東日本大震災関連の活動についての結果を記載しております。このほか、県でどのような震災復興に関する施策をしてきたかなどを書き込むことを検討しておりますことから「調整中」としております。

7ページの「(2) 宮城県内のNPOの現状と課題」及び8ページの「(3) 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題」につきましては、一部数値の誤りを訂正しております。なお、実態調査の結果を引用している部分につきましては、今後、本文中に表やグラフ等を挿入する方向で検討しております。9ページ及び10ページの「(4) 宮城県の施策の現状と課題」ですが、一部、文言整理や表現等について修正を行っております。11ページの上、「へ NPOとの協働」を御覧ください。素案では、主にNPO発注ガイドラインについての記載になっており、様々な協働の形態について追記することについて御意見がありましたことから、NPOとの協働として、情報交換や意見交換、NPOの政策・

立案への参画,事業協力や共催や後援などを実施している旨を追記しました。次の12ページの「(5) 市町村の施策の現状と課題」ですが、こちらにつきましても、本文中に表やグラフ等を挿入する方向で検討しております。

次に「3 NPOに期待される社会的役割と可能性」についてですが、13ページの「(3) 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO」につきまして文言を整理しております。また、ページの下の方、「(5) 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO」ですが、タイトルについて素案の段階では「震災復興の担い手としてのNPO」としておりましたが、「震災復興だけに限定されない様々な災害等という形で広く捉えてはどうか」という御意見がありましたことから、タイトルを変更するとともに、記載の内容を修正しております。続きまして、14ページを御覧ください。「4 NPOの課題と今後望まれること」の「(3) 創造性の発揮」について、「創造性の発揮だけでなく変化を促す力についても記載してはどうか」という御意見がございました。創造性を発揮し、よりよい変化が促されることを期待することから、一番下の行に「変化を促す」という語句を追加しております。

次に15ページ、「第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等」についてですが、「1 基本計画の見直しの視点」といたしまして、(1)から(5)までの視点を記載しております。次の16ページの部分になりますが、「(4) 東日本大震災からの復興支援とその他災害等への対応」では新型コロナウイルスについても災害等と同様に捉え、「感染症等」を追加しております。「(5) SDGsとの関連づけ」については、多様な主体の例示といたしまして、下から2行目の部分になりますが「市民、企業、大学・研究機関、行政など」を追加しております。

続きまして、17ページの「2 基本計画における基本理念」についてですが、基本理念につきましては、前回の会議におきまして「震災を経験した宮城だからこそレジリエンスという強さを入れるべきである」、「市民主体、当事者性というものを含めるのはどうか」などの御意見がございましたことから、「NPOが多様な主体と相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する」と修正しております。基本理念につきましては再度御審議をお願いいたします。次に「3 基本方針」についてですが、基本方針につきましても、基本理念や第4章の施策と事業の内容に伴い、再度御審議をお願いしたいところでございます。素案からの変更点としましては、基本方針1と2の順番を入れ替えております。

続きまして、「第4章 施策と事業」についてですが、18ページを御覧ください。基本方針の順番の入替に伴いまして、施策の柱1と施策の柱2について順番を入れ替えております。素案の段階では、各施策の柱に、書き込んでいく内容のキーワードを記載しておりましたが、今回文章で記載してお示ししておりますので、順に御説明いたします。

「1 施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します」についてですが、「(1) NPOの人材育成と財政的支援」と「(2) NPO活動への社会の理解と参加促進」の項目で施策をまとめております。

まず、「(1) NPOの人材育成と財政的支援」といたしまして、「イ 人材の育成等」では、「①各地域における研修・講座」ではみやぎNPOプラザや各地域において、NPOスタッフや市民等を対象とした様々な研修や講座を開催することを、「②NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化」ではNPO支援施設や中間支援組織のスタッフの資質向上を図り各種相談への対応力や多様な主体とのコーディネート機能を強化することを、「③多様な人々の参加促進」ではICTを積極的に活用し情報発信を行い、多様な人々のNPO活動参加を促進することを、「④団体等との交流促進」ではNPOを支える人材を育成する観点から、NPO相互間や市民との幅広い交流を促進する内容を記載しております。



次に「ロ 財政的支援制度の充実」では、「①活動資金の支援」で県中小企業制度融資や震災復興支援をはじめとした補助金などを活用した支援について、「② 県税の優遇措置」では引き続きNPO法人に対する法人県民税の均等割等の課税免除を行うことについて、「③ 財政基盤強化のための事業創出の支援」では、効果的に事業を展開し、継続的な収入を獲得するための事業計画の立案やクラウドファンディングなどの資金調達の手法を習得するための講座、ファンドレイザーを活用した財政基盤を強化するための取組の実施などについて記載しております。19ページ「④ 寄附促進の仕組みづくり」では、NPOの運営の健全性の向上や情報公開を支援すること、寄附のメリットや意義についての普及啓発を行うこと、ふるさと納税の活用を検討していくこと、また、寄附を得る上で必要な講座等を実施していくこと、そして、「⑤NPO活動拠点の確保」では、引き続き、県が保有する遊休施設の貸付けを行い、活動の継続を支援するとともに、市町村に遊休施設の運用手引書を提供するなど、市町村の取組を支援していくことを記載しております。

次に「ハ NPOが必要とする情報の発信」では、各種助成金の情報、NPO支援施設等が開催する講座、他のNPO活動の状況など、NPOが必要とする情報について、みやぎNPO情報ネットや情報誌に掲載するとともに、ICTを積極的に活用した情報発信を行うことについて記載しております。次に「ニ 認定NPO法人への移行促進」についてですが、認定NPO法人については、「広く市民から支援を受けている」ことや「活動や組織運営が適正」であること、「より情報公開が行われている」など高い公益認定の基準に適合しなければならないため、社会的信頼が増すとともに、税制優遇制度があるため、寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあることについて加えるとともに、広く周知することや、認定NPO法人の申請や運営に関する相談を実施するなど、認定NPO法人に移行しやすい環境づくりに努めることを記載しております。

次に「(2) NPO活動への社会の理解と参加促進」ですが、「イ NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供」では、NPOに対する社会の理解を促進するため、みやぎNPOプラザによるみやぎNPO情報ネットやSNS等のICTを活用した情報発信をはじめ、各種資料やパンフレットの発行等により、NPO活動の意義や役割に対する社会の理解を促進するとともに、メディアとのパートナーシップの構築に努めることについて記載しております。20ページを御覧ください。

「ロ NPOによる情報公開・情報発信への支援」では、みやぎNPO情報ネットをはじめ、みやぎNPOプラザの情報提供機能を活用し、NPOが自ら行う情報公開・情報発信の充実を支援することについて記載しております。「ハ ボランティア文化の醸成」では、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能強化、様々なスキルや経験を活かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報発信、学校教育や社会教育の場など教育活動の中でのボランティアへの関心や理解をより深める取組の実施、受け入れる側の意識向上や体制の整備を進めることについて記載しております。

続きまして「2 施策の柱2 NPO活動を促進する体制を整備します」ですが、「(1) みやぎNPOプラザの機能の充実」と「(2) NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化」の項目で施策をまとめております。

まず、「(1) みやぎNPOプラザの機能の充実」では、「イ 基盤整備機能」と致しまして、「①情報収集・提供機能」では、多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信すること、「② 相談・コーディネート機能」では、各種相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施することや、市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行うこと、さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用した、講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていくことについて、「③ 調査研

究機能」では、NPOに関する各種の調査研究を行い、政策提言につなげることについて、そして21ページになりますが、「④ 活動拠点等の提供機能」では、NPOに対して会議室や研修室、作業室等を提供すること、交流サロン、常設のショップとレストランの活用、NPOに対し事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援することについて記載しています。次に「ロ 広域的促進機能」についてですが、みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用して、県内全域のNPO活動の促進を図るとともに、各地域においてセミナーや講座の開催、ICTを活用し配信するなど多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ること、また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、アウトリーチ（訪問）型の事業の連携・協力を推進していくこと、そしてNPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組むことについて記載しております。「ハ NPO主体の運営」ですが、みやぎNPOプラザの運営について、引き続き、プラザの機能が十分に発揮されるよう、検証・検討を行っていくことや、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者ニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指して効果的かつ効率的な運営を推進していくことを記載しております。

次に、「(2) NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化」では、「イ 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」としまして、「① 連携・協働体制の構築」で、市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築し、県の地方機関の機能も活用しつつ、各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、情報交換や連携を図ること、「② NPO支援施設を対象とした研修等の実施」で、NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象にニーズを踏まえた協働事業を実施すること、そして「③ NPO支援施設が未設置地域に対する設置促進の働きかけ」について記載しております。

22ページを御覧ください。「ロ 中間支援組織への支援」では、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援を行うことについて記載しております。続きまして、「3 施策の柱3 多様な主体とのパートナーシップの推進」ですが、「(1) NPOと行政との協働」、「(2) NPOと多様な主体との協働」、「(3) SDGsを意識した活動の促進」及び「(4) 復興活動における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築」の項目で施策をまとめております。

「(1) NPOと行政との協働」の「イ 情報公開と政策プロセスへの参加促進」としまして、「① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開」を推進すること、「② 政策立案への参加機会の拡充」をすること、「③ 各種審議会委員の公募の推進」を記載しております。「ロ 協働の推進」としまして、「① 多様な協働の推進」では、補助・助成や共催、後援、業務委託、情報提供・政策プロセスへの参加など、様々な形態の協働を推進するとともに、その実績等を公表することや、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことについて、「② 事業発注の推進」では、「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づき、事業発注の一層の推進に取り組むことについて、23ページの「③ 協働の質の向上」では協働する事業の内容に応じて、企画段階から、NPOとの協議や参画の場を設けることなど協働の質の向上を図ること、「④ 協働しやすい環境づくり」では、行政とNPOの協働マニュアルの活用、県とNPOとの意見交換、職員研修、ワークショップなど実践的なメニューを取り入れながら全職員のNPOに対する理解の促進を図ること、「⑤ NPO推進事業の評価」では、その課題の検証と事業の改善に取り組んでいくことについて記載しております。「ハ 市町村への協力・支援」では「① NPOとのパートナーシップの促進」として、市町村職員を対象にした講座を開催す

るなど、NPOに対する理解の促進を支援すること、県の各種事業を活用しながら、市町村へ協力・支援を行うことを、「② 情報提供等」は、NPO活動及びその促進に関する情報を市町村に提供することや、市町村がNPO活動の促進に関する条例や基本方針等を策定する場合やNPO法人認証の権限移譲を希望する際の情報の提供などに必要な支援を行うことを記載しています。

次に、「(2) NPOと多様な主体との協働」として「イ NPO」では、NPO間の交流や情報交換の場の提供などにより連携・協働を推進すること、「ロ 企業」ではNPO活動や協働の事例等についての情報提供を行うことで企業のNPOに対する一層の理解の促進を図ること、「ハ 教育機関」では、学校教育や社会教育の場などの教育現場とNPOとの連携強化に努めること、「ニ 大学等の学術研究機関」ではNPOと大学等との関係が更に発展するよう、これまでの連携の実績やその成果等について情報の収集と提供に努めること、「ホ 地域コミュニティ」では、町内会・自治会といった地縁組織、商工会、社会福祉協議会など地域コミュニティとNPOとの連携を推進していくことについて記載しております。

次の「(3) SDGsを意識した活動の促進」は新規で追加したところですが、SDGsが採択されてから、企業・行政等によるSDGsの目標達成に向けた取組が広がってきていること、目的を共有する多様な主体とNPOがそれぞれの特性を活かし、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働することにより活動の質が高まり、目標達成につながることが期待されることに触れ、様々な分野で活動しているNPOのいずれの活動もSDGsの達成につながっているという認識を深めるとともに、多様な主体との交流の場を創出するなどSDGsを意識した活動の促進に努めることについて記載しております。

「(4) 復興活動における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築」では、震災復興において、NPOが被災地の多様化するニーズや課題に対応した活動を継続していくため、多様な主体との連携・協働を引き続き推進していくとともに、震災の経験を踏まえ、今後起こりうる自然災害や感染症等不測の事態に備え、行政をはじめ社会福祉協議会、NPOやボランティアなどの平時からの関係づくりに努めることについて記載しております。4章については以上です。

最後になりますが、26ページ、「第5章 基本計画を推進するための体制づくり」ですが、2の「(1) 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置付け」について、当該計画の中間案においてSDGsの視点が示されておりましたことから、上から4行目のところになりますが、SDGsについての記載を加えております。

中間案の説明につきましては以上でございます。忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

(石井山会長)

どうもありがとうございました。大変な作業だったと思います。この間この委員会で皆様から頂きました御意見ないしはそれ以外のメール等のベースで御意見を賜っておりました。それらを事務局的に、原案の中に組み込んでいただいた形で修正していただいたものが、今回初めて出てきたということになります。今回に限定せず、次回以降もですね、これをたたき台にどんどん修正していくということになると思います。ですので、今日で完結はできませんが、残りの時間、およそ1時間ですけれども、できる限り皆様方の御意見を頂くという使い方にしたいと思います。

おおよそどういう方向性であるかっていうことを確認しますと、やはり宮城県の将来ビジョンが議論されていてそこではSDGsというものが非常に大事なキーワードになってきているということがあって、それを前面に出しながらこの計画の推進根拠にしていくっていうことが出てきていると思います。それからもう一つ、やはりその震災から10年が経過するというところで、事務局的には従来の

助成事業をできるだけ延長するっていう形でご努力をしていただいていると聞いておりますけれども、5年後10年後ということになるとそのまま延長というわけにはいかないと。支援の仕方を再構築していくっていうことを考えているということがこの計画の議論のポイントかと思います。後半には具体的な施策がいくつか出てきておりますけれども、ポイントとなりそうなのが、やはりコロナ禍ということもありまして、ICTを活用した情報提供サービス、支援サービスを、そこかしこに入れていると。そして多分、目を引かれたのはふるさと納税っていうところではないかなと思いますけれども、新しい形での助成の仕組みについての模索がある。今回はそういう形で盛り込まれているっていうことだと思います。

如何でしょうか。どちらかと言いますと委員がこの委員会の席で語った言葉を中心に、作業を進めていただいたということもありますので、例えばこの勉強会で前はやっぺすさん、今回は地星社さんという形で語っていただきましたが、これらについて取り入れていくのかっていうことは、今から、という形になるかと思います。そうした制約もある内容ではあるんですけども、それをお含みおきいただきながら、今からおよそ1時間、皆様方の御意見を頂ければと思います。如何でしょうか。

(今野委員)

今野です。活動の対象の図のところ、3ページに、本基本計画の対象ということで、担い手の団体が書いてありますが、これ自体にちょっと違和感があるかなと思っております。前の計画にも掲載があったので、議論の末だったとは思いますが、この計画が対象にしているのは、活動であって団体なのかな、という点です。ここに置くとすれば担い手としての対象ということになるのかなと思います。それと先ほど布田さんのお話を聞いて思ったのですが、今回の計画においても、この図をあえて置いたほうがいいのかどうかを考える必要があると思いました。社会の課題とかニーズが広がっていく中で、担い手も広がっていくということですか、あと後ろの方に、連携の対象として教育機関とか企業っていうのは書いていただいておりますが、この部分に、対象としてこれだけを置いてしまうことが良いかということについてどうかと思いましたので、一つ検討事項かと思いました。また先ほどの話にありましたけれども、円卓会議というものもありましたので、あえて対象を広く考えるということも必要なかなと思います。

(石井山会長)

なるほど、今後対象が更に現れる可能性があるわけだから、こういう規定の仕方が如何かという御意見ですよね。これはもう事務局に確認ということよりも、関連しての御意見がもし委員の方々からあれば、出していただき、それをもとにまた出てくるというような趣旨での御意見かと思いました。ありがとうございます。如何でしょうか。

(田中委員)

日本政策金融公庫の田中です。事業者に対する融資の対応で、忙しくて参加するのが久しぶりなので、経過が分からないまま話してしまうところもありますが、御了承ください。

6ページですが、「(6) 新型コロナウイルス感染症による社会の変化」、のところですが、「令和2年に流行した」と書いてありますが、過去形ではないのではというイメージがあります。後の文面からも違和感がある。どのようにすればと言われると、事務局でも考えて欲しいと思うんですけど、世界規模で感染が拡大しているとか、そういう文言でも良いかと思います。この項目の下から2行目の「活動自粛や経済減退の影響による事業収入の減少など活動や運営、事業等に大きな影響を受けて

きています。」のところですけども、この「受けてきています」っていうのは、受け始めているっていう意味なのか、どういうニュアンスなのかということを知りたい。「受けています」ではなく「受けてきています」となっている。

(事務局)

この書きぶりについて改めてご指摘いただきますと、ここをよく考えて書いたほうがよいと御意見を聞いて思いました。「受けてきています」は確かに違和感があるように思いますので、より適切な表現に改めさせていただきたいと思います。

(田中委員)

ありがとうございます。ついでにですね「事業収入の減少など活動や運営事業などに、」の部分、など、などってなっているところ、それに活動、活動、重複している感がありますので、そういった文言も見直していただいた方がすっきりするのかなと思います。

もう一つありまして、先ほど石井山先生からお話がありましたが、SDGsが前面に出ているというようなところなんですけども、こちら新型コロナに関しては、ICTの活用というところが連動していると思うんですが、もう少しですね、社会的にもかなり新型コロナに関しては、注目されている部分かと思しますので、もう少しですね、ICT以外にも、何か載せるものがあれば、何か表現していただければよろしいのではないかと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。この状況については、事態は刻々と変わりながら、しかし、我々身動きが取りにくいということで、今何が起きているのかも把握しづらいという、難しいテーマですよね。ですからぎりぎりまでかけてリライトをしていくということだと思います。あわせて、やはりこの事態がNPOにいかなる影響を与えているのかについてということについても、適宜皆様から、新しい動きや未来に対して、こんな問題があるのではないかという御意見を継続的に頂きたいところです。田中委員からは如何でしょうか。例えばコロナについて、実際今のお立場の中で、いかなる変化があるか、ないしは将来をどのように予測されてらっしゃるのかということに関わって、もし御意見があれば追加でお願いします。

(田中委員)

NPOに限らず事業者というところですけども、もう3月、4月、5月はとりあえず目の前の事業を存続させるのが困難だという人が多いと感じました。今は少し落ち着いてきて、資金面では、落ち着いてというところがあるんですけども、3、4、5月とかで、当初の予想を立てたお客様、事業者の方が、結局、その予想よりまだ下回っているというところですので、やはりNPOの方々も同様に、色々な事象が起きているのではなからうかというような感覚を持っています。

(石井山会長)

ありがとうございます。この問題に関わって公共部門がそのインパクトを本気で感じるのは、次年度の税収が明らかになってからなのではないかという気もしまして、恐ろしい限りですけども、引き続きこの問題については是非、皆様から御意見、情報を頂ければと思います。如何でしょうか。できれば今日はできる限り皆さんに御発言いただきたい。西出委員。

(西出委員)

コロナによる社会の変化のところで、NPOも大きな影響を受けていますというところなのですが、コロナ禍だからこそ自分たちが何かしなくてはいけないとか、今だからこそNPOの存在意義が問われるというところで、色々な緊急支援とか、独自の取組を展開しているということをどちらかに加えれば良いのかそれともどちらにもあるとか、5ページのSDGsの辺りが良いか、検討の余地はあるかと思うのですが、このような状況だからこそNPOの社会的役割だとか、実際に活動を展開しているということがあるということ、そこも是非入れ込んでいただけると良いかと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。西出委員、どうですかね。例えばそれを説明していくにあたって、こうした取組が今動いているというような、具体的なところで、もし何かヒントがあれば、追加でお話いただければありがたいのですけれども。

(西出委員)

例えば、貧困家庭、生活が困窮している家庭に対する緊急食糧支援であったり、家庭状況の見守りをされている団体もあつたりします。そういうものがあるかと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。これは、西出委員だけではなくて、是非とも、皆さんにお聞きしたいところですね、コロナ禍だからこそ、困っているということではなくて、新しい役割を自覚して動いてらっしゃる方々の事例を、引き続き皆さんから御意見w p頂きたいと思います。ありがとうございます。竹下委員いかがでしょうか。

(竹下委員)

コロナ禍での変化というところで、うちの事例というかお話をさせていただきますと、NPO法人のファザリングジャパンの方では、今回まだ公開にはしてないんですけども、東北フォーラムというのをオンラインで開催することにしました。

当初、フォーラム自体を中止したほうが良いのではないかという案も出たのですが、今だからこそ、オンラインでやるべきと。そして、そのオンラインをすることによって、東北でしか私たちの活動を知らない人に向けて、全国でこういった活動していますよと、宮城県の企業さんだったり団体さんだったり、御紹介できるかなということで、広がってきてます。秋田の方ですと、子育て系の講座などもやっているのですが、希望があれば、オンラインで受けることができますし、実際に会場で受けたいとなれば、会議で受けていただくとか、参加される方は、より都合の良い方を選んでできるようというふうなことを今やっています。オンラインというのはいろいろなものが沢山出てきているのですが、慣れるまで非常に苦戦しておりまして、是非こういったところ、企業さんの力も借りてやっていきたいなということも考え活動しておりました。以上です。

(石井山会長)

ありがとうございます。これはこれまでも指摘されてきたことですが、やはり事業やイベントの持ち方がコロナの影響で大分変わりましたね。従来繋がっていなかった方々、従来とまるで違う繋がりの中で事業をするっていう経験をかなり蓄積してきた半年だったのかなというふうに思います。

ありがとうございます。その他如何でしょうか。今のような形で、まずはそのコロナによって何が変わったかという情報でも結構です。

(西出委員)

すみません。20ページなのですが、「ボランティア文化の醸成」というところがありますけれども、ボランティア文化の醸成と対になるのが寄附文化の醸成だと思います。この1ページ前に「寄附促進のしくみづくり」というものがNPOの財政的支援制度の中にあります。これはNPOに対する施策だと思うのですが、20ページのボランティア文化の醸成と、どちらかという、県民向けと参加する側と受け入れる側のコーディネートということなのですけれども、そこと同様に寄附文化、お金の使い方をこちらで扱うと良いのかなと思いました。コロナ禍においても寄附やクラウドファンディングが増えて、若い人も沢山寄附をするということが広がっている中で、ボランティアと寄附って、英語で言うとどちらも「Giving」で、「Giving of time」と「Giving of money」という。どちらも贈与する、Giftの考え方であるので、そういった考え方でまとめると良いのではと思いました。社会貢献とか、そういった気持ちを仕組化できるようなことを入れていただけると良いかと思いました。

(石井山会長)

ありがとうございます。是非そういう方向性で整理をしていきたいと思いました。ただちょっと大きな作業になりそうですね。考えていきたいと思います。ありがとうございます。その他如何でしょうか。

(渡邊委員)

今、西出委員から言われたお話のところも含めてですが、その前のコロナのところでも参考になると思っていて、二点ほどお話をさせていただきます。6ページの社会変化というところで、私が知っている事例で言うと、特別支援学校に通われている障害のある方が、今年度予定していた職場実習が中止になっています。やはりコロナ禍で、企業での実習が難しいということで、今時期ですと、実習という形で体験をする機会を設けていますが、その場が失われているという現状があります。中には、ノウハウがあり活動の場を整えて受け入れを始めているところもありますが、なかなかコロナによる影響が大きいせいか、受け入れを見合わせるということもあり、教育現場では困っていることと、あと本人と家族の不安がかなり広がっていることに対するサポートが必要になっているというお話があります。また、アルバイトで入った方が、自宅待機と言われてそのまま放置されているということで、不安感が強まり、相談が多く寄せられたりしています。学校現場でいうと不登校傾向にあった方が、休校によって少し登校の間隔があくことで、ゆっくり登校できる形になったことからかえって行けるようになったケースもありましたが、この登校の間隔が通常通りに戻るとまた行けなくなったりしているという状況が、家族を一喜一憂させてしまったりすることで、家族の負担感がかなり強くなっていることと、その状況が長期化し、家族内の関係性が少し悪化しているという、家庭内のことで表面化しにくくなっている相談が寄せられています。

二点目はボランティアの話で、私もここがちょっと気になっていて、寄附、資金調達、財務のところの話を考える時っていうのは人件費の考え方として、人手不足をボランティアとする位置付けはちょっと微妙ですが、共感して手伝ってくださると方の人件費を、NPO会計基準では、ボランティア評価益で表すことができます。いわゆる労力というものを提供いただいたことを寄附という形で決算書に明記することができるので、寄附はお金だけではないっていう考え方を是非この中に、財務のと

ところで、今ボランティア文化の醸成の強化を話していましたが、ファンドレイザーと書いてあったところ、18ページのところにも、付け加えてほしいと思いました。

(石井山会長)

ありがとうございます。西出委員の言葉に対する共感ですよね。どうもありがとうございます。また、前半はやはり、前進面ばかりではないということですよね。見えない課題になかなか対応できないというもどかしさも含めてありがとうございます。いかがでしょうか引き続き御意見、できるだけ多彩に、はい。よろしく願いいたします。

(五十嵐委員)

おまとめ大変だったかと思います。ICTの項目についてもいろいろと追記していただいております。ありがとうございます。三点ありまして、ICTの項目を追記していただいたのはありがたかったのですが、いざ使えと言われてもすぐ使えないのが、実はICTでございまして、支援体制の部分についても、一文か一項目か追記いただければと思います。基盤が整っていればあとは活用できるというふうにしていけば、NPOさんもさっと使えるような形になるのではないかと思います。

二点目なのですが今まであるものを活用するとして、みやぎNPO情報ネットと書かれているのですが、みやぎNPO情報ネットというホームページ自体が、設備が古くなっているように思っていて、今後活用するには少し見直しが必要ではないかと思いますので、そこを明記する必要があるかは分からないのですが、検討事項に入れていただければと思います。

次に、23ページのところハの②の市町村への情報提供などというところなのですが、実はこちら辺からですね、ICTという文言がなくなってきたと思うのですが、NPOプラザの発行する情報誌によりというふうに書かれてるので、きっとこれも今後情報誌だけでなくSNSであったり、例えばICT技術だったり、ホームページに載せたり、いろんなことが考えられるかと思いますので、こういったことについてもう少しご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

(石井山会長)

ありがとうございます。ここに関わってはどうでしょう。五十嵐委員からさらなる踏み出しでここまで要求していいのではないかとということでございます。というのが、やはりその市民社会の側の方が、例えば公的セクターよりもはるかにZoomは使っていますよね。でありながら、その公的セクターが支援しないといけないうってても、実は置いてかれているというギャップがあって、そこをどう埋めていくのかっていうことが課題になるかと思うのですが、関わってこんなアイデアがあればいいじゃないかっていうような、そんなところがもしあれば出していただけて良いかなと。

(五十嵐委員)

おっしゃる通りかと思います。実は市民ベースとか会社とかは使っているのですが、公的機関が大分遅れているという印象を皆さんもお受けになっているかと思います。ここに対する私の個人的な意見としては、ある程度、企業さんや団体さんなど、使っている人の知見、意見を求めていくしかないのではないかと考えております。というのも、セキュリティが駄目になった場合は、我々の持っていた情報がどこかにいってしまうこともあります。通信がうまくいかない場合には、いざ使いたい時に使えないということもあります。そのため、実際導入する際には、そういった専門的な知識を持った方や、団体の意見を入れつつ、使えるものを導入されるのがよろしいのではないかと思います。



(石井山会長)

企業社会がやっぱり一番テレワークが進んでいるわけですからね。その知見に学ぶ学習の機会を沢山作るということです。ありがとうございます。引き続き、いかがでしょうか。御意見よろしくお願いたします。

(青木委員)

青木です。おまとめありがとうございます。先ほど今野委員がおっしゃっていた3ページの図とか対象とするものは、私も違和感がありました。団体の活動と、新旧対照表を拝見しても、校正される間に少し入り組んでしまっているのかなという印象があります。よく狭義のNPOとか広義のNPOというような、どういった活動団体がそういうことを担っているかなどの扱いもあったりするかと思うのですが、その辺りの確認、この計画の対象の担い手を指すのか、その辺りも気になりました。それから、17ページの基本理念、今回二重線の御提案がある部分ですと、NPOがこの社会を実現する主体に読めてしまって、多様な主体が担っていくという部分がNPOだけに課せられているような印象を受けました。意味からすると前回の理念の部分と同様でも差し支えないのではないかと思います。それから、20ページ、21ページ、NPO活動を促進する体制を整備するという視点でNPOプラザの機能の充実とNPO支援施設と中間支援組織の強化というところがありまして、ここで広域的な促進機能とかですね、あとは市町村との関係のような視点で見たときに、NPOプラザ、ここでは中核とする連携・協働体制の構築であります。一方でいろいろ県の地方機関の機能も活用しながら、各地域における連携を図るというところもありまして、各市町村のNPO支援施設はそれぞれの自治体で設置されて、支援の施策等もあるかと思しますので、その辺りの書きぶりとして、どこまで書くのかということが、ちょっと感じたところでした。

それから23ページ、市町村への協力支援、ハの②の情報提供等とあるのですが、みやぎNPOプラザが発行する情報誌によりとあります。情報誌のみではない形でも、情報提供もあるのではないかと、SNS等を活用していることを踏まえてもよいのではないかと思います。

前に市町村調査のアンケート結果も共有していただいておりますけれども、市町村の支援として、希望されている部分と、こちらの方の計画に盛り込まれているところが若干ギャップまではないかと思うのですが、その認識の部分でのすり合わせというところは、どうなのだろうと感じたところでした。勉強会の方で布田さんが県内の地域の状況の情報提供をなさってましたが、そういう視点、人口の部分ですとか、担い手のことですとか、そういったところを考えた時の、促進する体制としての中核があるとした場合に少し補完機能というのでしょうか。そういった視点を見通しながら、今後の計画についても検討していくということによろしいのでしょうか。

(石井山会長)

ありがとうございます。多岐にわたって御意見、大事な御意見を頂いたと思います。一つ目は、今野委員が出された、団体を表に出すってというような表現の仕方に対する違和感への共感だったわけですが、二つ目に出されたのは17ページの基本理念に関わる部分でありまして、個人的にはここに関しては、皆様の御意見を、頂きたいと思っていました。今回の計画のですね、基本的な骨格に関わる部分だったものですから、今日いきなりは多分出ないと思いますので、持ち帰っていただいて、どういう骨格にしていくのかについて引き続きご検討いただければと思います。

ただ、三つ目に出された、プラザ移転と少し関係することになると思うんですけども。今日は地星社さんからの情報提供もありましたが、宮城県といっても極めて多彩なわけですね。多彩なとこ

ろに対して、1拠点で対応していくというようなイメージで果たしてよいのかということも含めて、今、御意見を頂いたと思います。どうしても我々は、この委員会が始まったときから、例の公共施設再編計画の枠組みの中で、施設の複合化の中で新しいプラザを軟着陸させないといけないんじゃないかっていう形で考えてきたわけですから。この間、頂いた御意見、そういう在り方ではなくて、やはり多彩な宮城県に対して、もう少し拠点を分散させるというようなイメージも含めて考えていかないといけないのではないかというようなことを、かなり踏み込んだ御意見を頂いているように思っていました。そもそも我々がそういった形で、公共施設再編計画の枠を超えた発想を持っていいのかどうかという確認はしないといけないのですけれども、未来の拠点、これだけの状況に多彩さが生まれてきている宮城に対していかなるその拠点の在り方が必要なのかという議論は、少し皆様からも御意見を頂きたいという。どうもありがとうございます。

(宗片副会長)

今まで御意見を出していただいた中でも、中間支援組織や、その施設に対する支援というのが沢山出てきているのですが、やはりそれぞれの主体性をどう育てるかというのですね、これから5年の中で、道筋を作った方がよいのではないかというふうに思います。いつもプラザから支援を受けているという、支援を受ける側というだけではなくて、それぞれの市町村の支援組織などが自立していく、或いは主体的に動いていくというような方向性のある程度打ち出して支援をしていくのと、それがいいのではちょっと違うのではないかと思うのでその辺を盛り込んでいただくといいのではないかとということ、それからもう一点なんです、県有の遊休施設なんです、10ページに書かれているものがあるわけなんです、事業の見直しが必要だと書いてあるわけなんです。いわゆる今、県が保有する施設が5施設で5団体が利用しているということで、事業そのもの見直しが必要だというふうに記載されているんですが、この後にですね、19ページの方になりますと、継続して引き続き県が保有する遊休施設の貸し付けを行うと書かれていて少し距離があるわけです。見直しを行うということはいいいのですが、ただこの遊休施設を利用したNPOがどういう成果を上げたのかとか、それからどういう形で、おそらく大変NPOとしては助かっていたはずですので、そういう意味での成果や効果というのがある程度ここに出した上で、やはり引き続き、継続をしていく必要があるというような表現にしていただければ、後段のですね、今後も皆引き続き行うということに繋がるのではないかと思うのですが、最初の10ページだけを見ますと、そうするとこの事業はこれで終わるのかというような誤解を生じるのではないかと思いますので、その辺の表現を少し見直ししていただければいいのかなと思います。

(石井山会長)

はい。この、特に後者の件ですね、遊休施設のことをめぐって今、どのような形で我々が受けとめればいいのかという、宗片委員の今のコメントに対するご回答を頂けるとありがたいのですが。

(事務局)

拠点づくり事業につきましては5施設で実施しておりますが、遊休施設ということで、県として使わなくなった施設を提供して、それを使えるように多少補修しながら貸し出しているということで、年数が経てば経つほど経年劣化が激しくなっているという状況です。他の新しい遊休物件を供給できればいいのですけれどもなかなかそういう物件がなく、新しい物件を探すという努力もしつつ、何とかだましだまし使っているというのが現状で、どの段階で壊れて使えなくなるのか分からない状況

です。ただこの事業自体はかなりNPOさんから喜ばれているという状況ですので、我々としては、今後もNPOの活動の促進のためにそういった事業はできる限り続けていきたい、何とかしたいと考えております。

(石井山会長)

ありがとうございます。今の言葉に大分滲んでいたかと思うのですが、つまりこれほど条件が厳しい施設を貸し出しているのかっていうぐらい相当状況の厳しいものを渡してるっていうことで、安全管理面で県として如何かというような思いもあり、しかし喜ばれているっていう、そのせめぎ合いなわけですね。しかし同じような県としての遊休施設はそんなにないっていうことであつたとしても、市町村に似たような事業を普及していくとかですね、そういうやり方ももしかするとあるかという気がしますので、是非これまでの蓄積をどのような形で発展させていくのかっていうことに関しては、少し文言を工夫した方がよろしいかと思います。

(高浦委員)

私も宗片委員がおっしゃられたところが気になっていたのですけれども、そういう物件が見当たらないということであるかと思うのですけれども、県の准看護師養成の学校も閉校ということですから。こういった将来休止されるような、遊休施設も出てこないとも限らないと思いますので、引き続き、そういうものの物件の探索に当たっていくということを次の課題に入れていただくとバランスが取れるかと思いました。それから、この件について先ほど布田さんとお話していた中で、その空き家とかですね、民間の保有施設、民間の遊休施設になってしまうのですけれども、そういう場所を使ってNPOのシェアオフィスみたいにしていったらいいよねという話をしています、そうするとその地域の不動産、事業者との協働とか連携っていうのも必要になってくるかと思うのですが、必ずしも県の施設だけに限定しない、もう少し視野を民間の方に広げていってもいいのかな、それを後押しするような仕組みになってくると良いかと思っておりますので、書きぶりで多少工夫いただけるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思っています。

(石井山会長)

ありがとうございます。そういう制度設計を何らかの部会で調査研究していくっていうようなことも、今後必要なのかもしれませんね。ありがとうございます。

(中川委員)

中川です。資料4の意見で中川ばかりで事務局の方にすごくお手間をかけてしまって、改めましてありがとうございます。せっかくなのでちょっと未来のために何かちょっと考えたことで三点だけ申し上げたいと思います。

まず一つ目がやはり地星社さんからお話いただいた、この県内の非営利法人数というところで、女川とか南三陸とかものすごい万人当たりの団体数が多いということで、多分この規模であればに1団体しかないのかもしれないけれども、明らかに、実数で言えば9とかなんですけれども、東日本大震災があったからということで、そのエネルギーというものが、例えばこれを他の自治体さんと比べてみるという意味は、やはり震災があって非営利活動がすごく盛んになった、その宮城県の非営利活動促進計画としてどうだというふうに考えると、それだけで一つの委員会を作って、ちゃんと現場のNPOさん自立してくださいと、来年度10%自己資金でやってくださいみたいなことになっているん

ですけれども、それが本当に非営利活動促進なのかっていうことをしっかり考えて、どんなふうに地域社会を継続していくのかっていうようなまなざしがちょっとなくて、第4章なのか第5章なのか、そういったところにも東日本大震災の後のことを書いてくださってるんですけども、この中の意見にも書いてありますが、心のケアとか支援とかそういう一方的なものなのかとそうじゃないまなざしとこのをここにに入れていただければなというのを改めてお願いしたいというのが一つです。

二つ目が、これも布田さんからご提言があったのですが仕組みというのがやっぱり一つの団体では出来ないということで、多分第5章になると思うんですけど、26、27ページところですね、体制づくりと書いてあるので、ここにですね、あまり合致していない、例えば、この2の(2)のところですね、NPO活動促進のための情報共有推進体制の整備と、タイトルはそうなっているのですが、実は情報共有、提供を行いますと書いてあるだけで、推進するとタイトルには書いてあるけど、情報提供を行いますとなっていて、実は情報提供だけで推進されるわけじゃないので、本当に未来に向けて良い変化を起こしていくっていう力を作る、生み出すための体制をここでしっかり基本計画に掲げておかないと、情報提供のための会議をしていますというふうに終わってしまうので、是非、具体的なものっていうのを作っていただいて、指標を入れたりとかですね、ガイドラインを見直したり、先ほど出た遊休施設をちゃんと見直していくなんていうのを、もし可能であれば、ここに書き込んでいただけると、すごく次の施策ですとか、ガイドラインに行き着くっていか密接な関係性を持たせる基本計画になるのではないかと思います。

三つ目が、同じページにあるんですね、どうしてもちょっとこれが、26ページですね、2(2)、本委員会とは関係ないんですけども、「富県躍進」という、総合ビジョンですね、非営利活動の中からすると、若生委員にもお伺いしたいところなんですけど、宮城県を躍進していくぞというところの中で、非営利活動はざっくりソーシャルインクルージョンもそうですけども、いや、ちっちゃくなっていく中でも地域社会をしっかり良いものにしていこう、コミュニティをしっかりなんか充実したものにしていこうというような形で実はこの文脈で書かれて、最後多様な主体の連携って、多分事務局さんはすごくご苦労されていると思うんですけども、この文章は実はあんまり合っていないんですね。なので、本当に宮城県らしいものにしてほしいと思って非営利活動促進委員会で、ちょっと本当にこの総合計画でいいですかっていうようなことが書かれてもいいぐらいの、本当に現場の非営利活動っていうのは、まさにその非営利活動が今から要る時代なんだっていうところで、私たちが躍進しますと、東北の他の5県は知りませんみたいな印象すら受けかねない。こういう言葉とマッチしてないので、ここに多様な主体との連携を進めていきますと、最後に1行、2行だけ書かれてるんですけど、ちょっと何か、躍進するんだったら勝手に躍進するような印象がどうしてもあるので、この何か意識のすり合わせっていうのを我々委員としても、結構躍進っていうのはこういう意味として基本計画は捉えようとか、非営利活動促進としては捉えようとかそういう議論をしたほうがいいのではないかなと思いました。以上、ちょっと長くなりましたが三点でした。

(石井山会長)

いえ、でもやっぱり主に2番目に関わってるんですかね、体制を具体的にもっと書き込むべきだということなんですけど、そこに関わってもし踏み込んで、中川委員、もし語れるとすれば、どうでしょうか。

(中川委員)

それこそ先ほど布田さんが言ってくくださった地域、地元の円卓会議しましょうとかがあったと思う

のですけれども、ここにも書いていただいて、今出た寄附のところ、寄附とふるさと納税とか書いていただいていて、それでどうするんだっていうのを実行していくための委員会を作ることをイメージしてるんですけど、そこまで書いてしまえるとすごくありがたいんですけど。私が調べている自治体の例で、市民税のワンパーセントは市民と行政職員と議会で話し合っただけで決めるっていう、市民参加型まちづくりワンパーセントシステムっていうのを作っているところがあって、条例で決めて、ワンパーセントは必ずこの3者で話し合うのだと、今はそうじゃなくて行政さんで決めて議員さんがこう決めたからNPOさん使ってくださいじゃないですか。もう決めるところから市民が入ってくるようじゃないと回っていかないんじゃないかという気がするので、ガイドラインも例えば私たち今、見えなような現場の課題を持ってらっしゃるからこういう制度にしましょうよって話し合う場をこの計画に書いておいて、この計画に書いてあるからふるさと納税は追加しましょうと、現場の人の意見を聞いてこの制度を作りますっていう、そういうようなことをしたいんですけど、これだと多分できないのではないかな。情報提供を行いますとか書いてあるので、それができるような書きぶりを考えていただけるとありがたいかなと思っています。

(石井山会長)

なるほど。今、若生委員というお名前が出ました。行政が新しいことをやろうとした時に、計画にどこまで書き込んだ方がいいのか、書かない方がいいのか、その辺の感触もあると思うんですけども、これに関して何かよろしく願いいたします。

(若生委員)

はい、若生です。まずは事務局の皆様しっかりまとめていただいてご苦労さまです。今の御意見、市民の声、これはですね、県の場合では限界があるかなと思うのですね。我々市町村の場合は、市民の皆様との距離が近いので、日々対話の関係にありますので、そういう意味では改まってということがなくとも日常的に市民の皆様、そういった活動されている皆さんの声を執行部の方で頂けるので、それを施策にして議会で予算の承認をいただくという形なのですが、県の場合は限界があるのではないかなと思ったところでございます。

それから、私は中川委員と若干似ているところもあるのですが、これを見てなかなか難しいのかなと思ながらも、自分なりにいろいろ考えたのですが、この推進計画、もっと宮城らしさというものを出せないものかなと。どこに出せばいいのかっていうのを考えて、なかなか発言できなかったんですけども。少なくとも宮城にはいわゆる民間非営利活動法人の推進の基本計画、全国に先駆けて制定して、全国に先駆けてNPO法人も数多く先進的な取り組みをしてきたという歴史もありました。あとは、地域的な宮城らしさというものを少し、東日本大震災っていう言葉は全体の中に沢山入ってくるので、それは被災地という意味合いの中でも特殊性は出るのですが、ただやはりその中でも宮城らしさというものをどこに出せないものかということで、自分の中でも明確にどこに出せばいいのかとそれをずっと考えておるところでございました。

あともう一点、7ページの「宮城県内のNPOの現状と課題」という中での専門家への相談状況についてですが、会計税務が最も多くなっています。これは、NPO団体に調査するとこれがずっと上位だった気がするのです。これは、今どういう支援をされているのか、私も今、NPOの現場を離れているのでどういった支援体制のとらえているのか分からないのですが、その解決というのもやっぱり何か必要かと思っていて、例えば税制優遇のところでもいわゆる収益事業をしていない団体はいわゆる税制優遇しているわけですが、例えばこの届け出のときに収益事業をやっていないところは

結局税理士さんをお願いしなくてはいけないということでNPO団体の苦勞している部分だと思うので、その辺をもっと収益事業をやってないNPO団体は公益活動をやっていないければ任意団体に近いような、緩くしてあげるとか、そういった配慮ができないものかなと。現状今どういう支援体制がとられているか分からないので、的違いかもしれませんが、以上です。

(石井山会長)

ありがとうございます。いつまでもこれが非常に大事な課題になっているところをどう越えるかということですね。そして前段にすごく大事なことを言っていただきましたが、中川委員の言葉と被るんですけども、宮城らしさをどう計画に入れ込むかということ、おそらくその宮城らしさを描こうと思っても、県というのがやっぱり県民とどうしても市町村と比べて遠い存在であるっていうことでそういう計画になっていると。そこを埋めていくための体制づくりということも課題なのかなと思ってお話を聞いておりました。後半に出していただいた課題は、それこそゆるるさんが現在取り組んでいらっしゃるのと被るかなと思いますので、関連して堀川委員から御意見いただければと思います。

(堀川委員)

会計税務関係で言いますと、仕様書の関係で年6回開催するということになっていて、例えば、9月末、その次ですと11月中旬に開催する予定ですが、9月は早いうちから満席、11月も3席中2席は埋まっているという状況です。やはりNPO法人会計のわかる方に相談したいという要望を皆さんお持ちなんですね。やはり税金に関しては税理士しか対応できないものですから、あなたの団体はこうですよということをスタッフが言うことも法律違反になってくるので、その辺りは非常に難しいかなと思うのですが、皆さんの様子を見てみると、1回プラザの専門相談を活用して、この方だったらずっと相談したいなという場合には、その方に直接依頼をして顧問税理士になっていただくとか、そういうことをされているようです。どうしてもNPO法人を扱う税理士の方が広がらないというような悪循環っていうことも多少あるのかなと思うんですけども。あと、今年も気仙沼の方がやはりあそこは復興関係で予算規模の大きい団体が多いものですから、昨年出張で税務相談に行ったんですけども、やはり気仙沼市の税理士の方々と判断が違うので他の方に聞いてみたいということで人気が高かったものですから、今年も行って相談対応の機会を作ろうかなと考えておりました。

(石井山会長)

なるほど。ありがとうございます。

(若生委員)

いわゆる、今お話にあった、NPOに詳しい税理士さんが不足しているというお話は私も理解しているんですけども、結局税理士さんをお願いしないといけないという状況で、収益事業をしているNPO団体は経費でまかなえるのですが、収益事業をしていない、本当に手弁当でやっている人たちにとってはその税理士さんに顧問料を、やはり決算の支払いをするのも結構大変だっという課題、そのことを私は先ほど申し上げたところでございまして、その辺を何とか緩和できないものかと、収益事業をやっていないところに対する何か方法はないものかと。

(堀川委員)

確かに小さい団体はそのようなお金の余裕がないので、自分たちで何とか税務署に聞きながら、書類を揃えて提出するということがあって、1回出来れば翌年度からはそれに倣ってということもあるのですけれども、やはりそのあたりは税務署の方でも判断が違うので、なかなかその辺り小さい団体さんは大変かなと思うところはあります。

(石井山会長)

しかし、これがやはり現場の声ということでありまして、より手続き的に簡便なシステムにしていくというのは、これは宮城に限定しない話かもしれませんけどね。関連学会であったり、国とも繋がっていきながら、議論すべきポイントが今出てきたかなというふうに思います。

(中川委員)

その会計の話ですが、19ページにも認定NPO法人の移行促進って書いてあるんですけど、一般法人の方が多くなっているの、是非その公益会計基準をわかる人の方が、またさらに希少種なんですよ、ほとんどいらっしやなくて、実際その結構変な会計で、一般社団法人さんに税理士がついて企業と一緒にやっというたらいいよっていう、補助金は補助金としてちゃんとカウントされていないような本当にちょっとまずいんじゃないかっていうレベルの実は税理士の指導とかあるという現場の状況になっています。ですので、そういった方々が本当に気楽に相談できるようになったりとか、やっぱりその公益性を高めるためにしっかり公社をちゃんと目指そうってことを県としてその環境を整備してあげるといようなことをしっかりやらないと、まずいまずっと放置されているみたいなことになりがちですので、何かちょっと書いてくださいって、いつも書かれないって悲しい状況なので、ほかにまた一般から公益って書いていただければありがたいなと思いますが、よろしく願います。

(石井山会長)

確かにとても大事なんですけども、計画にそのまま書けない難しさのあるテーマだというように思いました。しかしこの会議で共有できたんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。ということで、今日は尽きないんですけども、こういう会議をあとまた数回皆さんと経ようと思っておりますので、今日の内容については、さらに反芻していただき、御意見を蓄えておいていただければなというふうに思います。あわせて最初申し上げたことですが、勉強会の内容に関しては、まだこの中にはきちんと踏み込めてないですよ。そういったこともありますので、この間の勉強会の中で出された話題のことを振りかえっていただきながら、これは入れ込むべきではないかという点がありましたら、それは改めてご準備いただければなというふうに思います。

終わりの時間が近づいておりますので、議事(2)については、ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。では議事(3)に入らせていただきます。

### 議 事 ( 3 )

(石井山会長)

その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。それでは、事務局から何かございま

すでしょうか。

(事務局)

事務局からその他といたしまして、資料5をご覧ください。スケジュールについて御説明させていただきます。民間非営利活動促進基本計画改定スケジュール案についてですけれども、本日の令和2年度第3回会議では、基本計画の中間案について御審議していただきました。

本日いただきました御意見を踏まえ、さらにそのあとも御意見をいただいたことをあわせてですね、今回の中間を修正させていただいて、11月に開催いたします第4回会議にて改めてさらにブラッシュアップした中間案について説明をさせていただきたいと考えております。次回11月の会議後に中間案につきまして、パブリックコメントを1ヶ月間実施するとともに、その間に県議会の方に報告したいと考えております。その後、令和3年1月に第5回目の会議を開催し、ここでパブリックコメントの実施結果の御報告と、最終案について御審議いただくスケジュールとしております。今後の内容や開催時期などは状況により変更することがあるかもしれませんが、このようなスケジュールで進めたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。一点是非御了解ください。このスケジュールで言いますと、パブリックコメントが予定されています。その手前の11月の会議はとても大事な会議になると思いますので、予習等々、是非ですが、お時間がない時ですけれども、よろしく御協力いただければと思います。

以上で議事は終了ということによろしいでしょうか。

(中川委員)

一点だけお尋ねしたいのですが、NPOプラザの在り方について前2回議論してきたんですけど、その後美術館といいますか、複合施設として今計画自体がどのように盛り込まれたのかとか、何かそういうのがありましたら事務局から教示いただければありがたいなど。すいません酷な質問かもしれませんが、お願いします。

(事務局)

複合施設の関係で担当している震災復興・企画部の方で調査を委託して進めておりますので、その結果を踏まえた基本構想というのは、年度末までに作るということです・これから県民への説明会等があるようで、プラザについてあまり焦点は当たっていないところもありますが、そのスケジュールで県民会館と美術館の今後について話し合いが進められる予定です。

(石井山会長)

中川委員のお話に触発されて個人的な意見を一つ述べますが、今後、プラザが何らかの形で保存されていくということ自体は結構なんですけども、やっぱりこの間の意見をずっと聞かせていただいておりますと、宮城県にですね、仙台市の街中に一つ拠点があるっていうやり方で果たしていいのかっていうような御意見や情報が多いと思うんですよね。やっぱり地域の多様性に合わせて拠点を分散していくっていうことも考えないといけない時に、この公共施設再編計画にのることによってその議論が遮られるっていうことになると非常にそれは問題だっていうような、いずれにしても、今回の5年間っていうのは決してその後のプラザに関わる話ではなくてそれよりも先の話なわけですけども、そ



の先々の自由度をですね、できるだけ保障していただくような形でやはり考えたいというように思っていますので、そういう意見が促進委員会から出てきているということは再編計画担当部局に是非伝えていただければなと思っています。よろしく願いいたします。すみませんちょっと先走り過ぎてしまいましたけれども、議事は以上で終了ということでよろしいでしょうか。

では事務局にお返しします。

## 閉 会

(司会)

石井山会長、ありがとうございました。最後に、事務局から委員の皆様にご連絡がございます。本日の会議中、お時間の都合等でお話いただけなかった点や、その他、基本計画の改定に係る御意見、ご質問等、お気づきの点などございましたら、大変恐縮でございますが、9月18日金曜日、9月18日の金曜日までに事務局宛てにお知らせいただければ幸いに存じます。先ほどスケジュールでもご説明をさせていただきましたが、次回、第4回促進委員会は11月に開催する予定となっております。日時の詳細につきましては、委員の皆様と日程調整をさせていただいた上で、事務局より、御連絡をさせていただきたいと存じますので、引き続き、本県のNPO活動の促進のため、ご指導賜れば幸いです。それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回民間非営利活動促進委員会を終了させていただきます。長時間にわたりまして誠にありがとうございました。